

(案)

自動販売機設置場所賃貸借契約書

千葉市（以下「賃貸人」という。）と〇〇〇〇〇（以下「賃借人」という。）とは、次の条項により自動販売機設置場所の賃貸借契約を締結する。

（信義誠実の義務）

第1条 賃貸人と賃借人の両者は、信義を重んじ、誠実に本契約を履行しなければならない。

（貸付物件）

第2条 賃貸人は、その所有する次の物件（以下「貸付物件」という。）を賃借人に貸付け、賃借人は、これを賃借するものとする。

物件No.	所在地	施設名称	貸付場所
〇	千葉市〇〇区 〇〇〇〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇〇〇〇 〇〇.〇〇m ²

（使用目的等）

第3条 賃借人は、賃貸人が自動販売機設置事業者を公募した際の条件を遵守し、貸付物件を自動販売機設置場所として使用しなければならない。

（貸付期間）

第4条 貸付期間は、令和〇年〇月〇日から令和〇年〇月〇日までの〇年間とし、本契約は、更新しないものとする。

（貸付料）

第5条 貸付料は、月額金（落札額／消費税加算前）円に消費税及び地方消費税相当額を加算した額とし、賃借人は、当該貸付料を賃貸人の発行する納入通知書により、その指定期日までに賃貸人に納付しなければならない。

2 賃貸人は、既に納付された貸付料を賃借人に返還しないものとする。

3 1か月未満に係る貸付料は、1か月を30日として日割りをもって計算する。

（電気料）

第6条 賃借人は、本契約に基づき設置した自動販売機に電気の使用量を計る子メーターを設置するものとする。

2 賃借人は、自動販売機に係る電気料を負担するものとする。

3 前項の電気料は、賃貸人の発行する納入通知書により、その指定期日までに賃貸人に納付しなければならない。

（遅延損害金）

第7条 賃借人は、貸付料又は電気料を前2条による指定期日までに納付しない場合には、その翌日から納付した日までの日数に応じ、貸付料又は電気料にそれぞれ年14.6パーセントの割合を乗じて得た金額に相当する遅延損害金を加算して賃貸人に納付しなければならない。

(案)

(充当の順序)

第8条 賃借人が貸付料又は電気料とその遅延損害金を納付すべき場合において、納付した金額が貸付料又は電気料とその遅延損害金の合計額に満たない場合は、遅延損害金から充当する。

(契約保証金)

第9条 賃借人は、本契約締結と同時に契約保証金として、金【契約総額の10分の1以上の額（円未満切上げ）】円を賃貸人の発行する納入通知書により、賃貸人に納付しなければならない。

2 賃貸人は、貸付料の納入が遅延した場合において契約保証金を充当するほか、貸付に伴う一切の損害賠償に充当する。

3 賃貸人は、第4条に定める貸付期間が満了した場合又は第19条第1項第3号の規定により賃貸人が本契約を解除した場合において、賃借人が第20条の規定に従い貸付物件を返還したときに限り、契約保証金を賃借人に返還する。

4 契約保証金には、利息を付さない。

(貸付料の改定)

第10条 賃貸人は、貸付物件の価格の著しい変動その他正当な理由があると認められるときは、貸付料の改定をすることができるものとする。

(引渡し)

第11条 賃貸人は、第4条に定める貸付期間の初日に、貸付物件を賃借人に引き渡す。

(契約不適合)

第12条 賃借人は、本契約締結後、貸付物件に数量の不足、その他契約の内容に適合しないことを理由として、損害賠償の請求をすることができないものとする。

(現状の変更)

第13条 賃借人は、貸付物件の現状を変更しようとするときは、事前に詳細な理由を付した書面をもって賃貸人に申し出を行い、賃貸人の承認を得なければならない。

2 賃貸人は、前項の申し出があったときは、速やかに事情を調査し、その認否を書面により賃借人に通知するものとする。

(修繕義務等)

第14条 賃貸人は、貸付物件の修繕義務を負担しないものとし、貸付物件についての維持、保存、改良その他の行為をするため支出する経費は、すべて賃借人の負担とする。

(き損等の報告)

第15条 賃借人は、貸付物件の全部又は一部が滅失し、又はき損した場合には、直ちに賃貸人にその状況を報告しなければならない。

2 賃借人は、その責めに帰すべき事由により、貸付物件を滅失し、又はき損した場合、自己の負担において貸付物件を原状に回復しなければならない。

(案)

(転貸等の禁止)

第16条 賃借人は、賃貸人の承認を得ないで貸付物件の賃借権を第三者に譲渡し、若しくは貸付物件を転貸し、又は貸付物件の使用目的を変更してはならない。

(自動販売機の管理等)

第17条 賃借人は、常に商品の賞味期限に注意するとともに、在庫・補充管理を適切に行わなければならない。

2 賃借人は、自動販売機に併設して、原則として自動販売機1台につき1個の割合で回収ボックスを設置するとともに、適切に回収・処分しなければならない。

3 賃借人は、自動販売機の設置に当たっては、転倒防止など、安全に十分配慮しなければならない。

4 賃借人は、自動販売機の故障並びに自動販売機に関する問い合わせ及び苦情について対応するとともに、故障時の連絡先を自動販売機本体に明記しなければならない。

(実地調査等)

第18条 賃貸人は、必要と認めるときは、貸付物件を調査し、又は賃借人に報告若しくは資料の提出を求めることができるものとする。この場合において、賃借人は、その調査を拒み、妨げ、又は報告若しくは資料の提出を怠ってはならない。

(契約の解除)

第19条 賃貸人は、次の各号のいずれかに該当するときは、本契約を解除することができるものとする。

(1) 賃借人が本契約に定める義務を履行しないとき。

(2) 賃借人の都合により、本契約に基づき設置した自動販売機に係る事業の継続が困難であることについて書面による申し出があり、これを賃貸人が認めたとき。

(3) 賃貸人において、公用、公共用又は公益事業に供するため貸付物件を必要とするとき。

2 前項第1号又は第2号の規定に該当することにより賃貸人が本契約を解除した場合、賃借人は、当該解除の日から1年間は、賃貸人の行う自動販売機設置事業者の募集に関する入札に参加できないものとする。

3 第1項第3号の規定に該当することにより本契約が解除された場合、賃借人は、これによって生じた損失について、その補償を賃貸人に求めることができる。

(貸付物件の返還)

第20条 貸付期間が満了した場合、又は前条第1項の規定により本契約が解除された場合は、賃借人は、貸付物件を賃貸人の指定する期日までに、自己の費用をもって原状に回復して賃貸人に返還しなければならない。ただし、賃貸人において必要がないと認めたときは、変更された現状のまま返還することを妨げない。

(損害賠償)

第21条 賃借人は、その責めに帰すべき事由により貸付物件の全部又は一部を滅失し、又はき損した場合は、当該滅失又はき損による貸付物件の損害に相当する金額を損害賠償として賃貸人に支払わなければならない。ただし、第15条第2項の規定により貸付物件を原状に回復したときは、この限りでない。

(案)

2 前項本文に規定する場合のほか、賃借人が本契約に定める義務を履行しないため、賃貸人に損害を与えたときは、賃借人はその損害に相当する金額を損害賠償として賃貸人に支払わなければならない。

(有益費等の請求権の放棄)

第22条 賃借人は、第20条の規定により貸付物件を返還する場合、貸付物件に投じた改良費等の有益費、修繕費等の必要費その他の費用があっても、これを賃貸人に請求することはできないものとする。

(契約の費用)

第23条 本契約に要する費用は、賃借人が負担する。

(個人情報の保護)

第24条 賃借人は、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

(疑義の決定等)

第25条 本契約に関し、疑義が生じたとき、又は本契約に定めのない事項については、賃貸人賃借人協議の上決定するものとする。

上記契約の締結を証するため、本契約書を2通作成し、双方記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

令和〇〇年〇〇月〇〇日

賃貸人 千葉市中央区千葉港1番1号
千 葉 市
千 葉 市 長 〇〇 〇〇

賃借人 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇〇
株式会社〇〇〇〇
代表取締役 〇〇 〇〇

(案)

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 貸借人は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いに当たっては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）を遵守し、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第2 貸借人は、この契約による事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(適正な管理)

第3 貸借人は、この契約による事務に係る個人情報の漏えい、滅失、改ざん及び毀損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な千葉市の保有する個人情報の適切な管理のための措置に関する指針及び千葉市情報セキュリティ対策基準に定める措置と同等以上の措置（特定個人情報を取り扱う場合は、「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン(行政機関等・地方公共団体等編)」の「(別添) 特定個人情報に関する安全管理措置(行政機関等・地方公共団体等編)」に定める措置と同等以上の措置）を講じなければならない。

2 貸借人は、この契約による事務に係る個人情報を適正に管理させるために、個人情報管理責任者を設置し、その者をして、この契約による事務に係る個人情報を取り扱う場合に遵守すべき事項（安全管理措置に係る事項を含む。）、関係法令等に基づく罰則の内容及び民事上の責任その他事務の適切な履行のために必要な事項に関する研修等を行わせることとするとともに、貸借人にその責任者及び研修等の実施計画を報告し、また、当該研修等の実施後、速やかにその旨を報告しなければならない。

3 この契約による事務に係る個人情報の管理について、不適正な取扱いがあると認められるときは、貸借人は貸借人に対し、必要な措置を講じるよう求めるものとする。

(従事者への周知及び監督)

第4 貸借人は、この契約による事務に従事する者（以下「従事者」という。）を明確にし、その者の氏名及び所属を、個人情報管理責任者、個人情報作業責任者、個人情報作業従事者及び情報授受担当者などの役割並びに特定個人情報の取扱いの有無を明らかにして、貸借人の求めに応じてその内容を貸借人に通知しなければならない。

2 貸借人は、従事者に対し、在職中及び退職後においてもこの契約による事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならないことなど、個人情報の保護に関して必要な事項を了知させるとともに、貸借人の求めがあった場合にその了知させたことが分かる書面等を提出しなければならない。

3 貸借人は、前項の了知の際、従事者に対し、この契約による事務に従事している者又は従事していた者が、個人情報の違法な利用及び提供に関して法で規定する罰則が適用される可能性があることを周知しなければならない。

4 貸借人は、従事者に対し、この契約による事務を処理するために取り扱う個人情報の適切な管理が図られるよう、必要かつ適切な監督を行わなければならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(取得の制限)

第5 貸借人は、この契約による事務を処理するために個人情報を取得するときは、当該事務を処理するために必要な範囲内で、偽りその他不正の手段により個人情報を取得してはならない。

(目的外の利用又は第三者への提供の禁止)

第6 貸借人は、この契約による事務に係る個人情報を当該事務を処理する目的以外の目的に利用し、又は第三者に提供してはならない。

(複写等の禁止)

第7 貸借人は、貸借人の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するため

(案)

に取得し、又は賃貸人から貸与された個人情報記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

(再委託の禁止等)

第8 賃借人は、この契約による事務を処理するための個人情報を自ら取り扱うものとし、第三者に取り扱わせてはならない。ただし、次に掲げる事項を賃貸人に対して報告の上、あらかじめ再委託先において講じられる安全管理措置が賃貸人と同等程度であると認められるものとして賃貸人の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

(1) 再委託が必要な理由

(2) 再委託先

(3) 再委託の内容

(4) 再委託先が取り扱う情報

(5) 賃借人の再委託先に対する監督方法

2 賃借人は、前項ただし書の規定により個人情報を取り扱う事務を再委託先に取り扱わせる場合には、この契約により賃借人が負う義務を、あらかじめ契約書等で市が指定する事務を除き、「賃貸人」を「賃借人」に、「賃借人」を「再委託先」に読み替えて、再委託先に対しても遵守・履行させるとともに、賃借人と再委託先との間で締結する契約書等においてその旨を明記しなければならない。この場合において、賃借人は、賃貸人の提供した個人情報並びに賃借人及び再委託先がこの契約による事務を処理するために取得した個人情報をさらに委託するなど、第三者に取り扱わせることを禁止しなければならない。

3 賃借人は、再委託先の当該業務に関する行為及びその結果について、再委託先との契約の内容にかかわらず、賃貸人に対して責任を負うものとする。

4 前3項の規定は、再委託先が賃借人の子会社である場合も同様とする。

(作業場所の指定等)

第9 賃借人は、この契約による事務の処理（個人情報を取り扱うものに限る。次項及び第3項において同じ。）については、賃貸人の庁舎内において行わない場合、当該事務を処理しようとする場所における個人情報の適正管理の実施その他の措置について、あらかじめ賃貸人に届け出て、賃貸人の承諾を得た場合には、当該作業場所において事務を処理することができる。

2 賃借人は、賃貸人の庁舎内においてこの契約による事務の処理を行うときは、賃貸人の指定する時間に実施するものとする。この場合において、賃借人は、従事者に対して、その身分を証明する書類を常時携帯させなければならない。

3 賃借人は、この契約による事務の処理をするために取り扱う個人情報を、賃貸人の庁舎内又は第1項ただし書の規定により賃貸人の承諾を受けた場所から持ち出してはならない。

(資料等の運搬)

第10 賃借人は、従事者に対し、個人情報が記録された資料等の運搬中に資料等から離れないこと、電磁的記録の資料等は暗号化等個人情報の漏えい防止対策を十分に講じた上で運搬することその他安全確保のために必要な指示を行わなければならない。

(資料等の返還等)

第11 賃借人は、この契約による事務を処理するために賃貸人から貸与され、又は賃借人が取得し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、この契約の終了後直ちに賃貸人に返還し、又は引き渡すものとし、その他賃貸人の承諾を得て行なった複写又は複製物を含むこの契約による事務を処理するために用いた個人情報については、廃棄又は消去し、いずれにおいても賃貸人にその旨の報告をしなければならない。なお、この契約による事務を処理するために用いた個人情報を保存していた電子媒体等を廃棄等する場合は、復元できないよう措置を講ずるものとする。ただし、賃貸人が別に指示したときは、当該方法によるものとする。

(情報の授受等)

第12 第11に定める資料等の返還及び成果物の授受（以下「授受等」という。）は、第4の規定によりその役割を果たすべき者として賃貸人に届け出られている者が行うものとする。

2 授受等が、契約書等で賃貸人が指定することにより、賃貸人と賃借人との直接のやり取りになっていない場合は、賃借人は、その授受等の方法について、あらかじめ賃貸人に承認を得なければならない。

(事故発生時における報告)

(案)

第13 賃借人は、この個人情報取扱特記事項に違反する事態及び受託した事務に係る個人情報の漏えい、毀損、滅失等が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、速やかに賃貸人に報告し、賃貸人の指示に従うものとする。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

2 前項の規定による報告があった場合において、賃貸人は、賃借人の意図に関わらず、市民に対して適切な説明責任を果たすため、必要な範囲においてその内容を公表することができる。
(検査等の実施)

第14 賃貸人は、賃借人がこの契約による事務を処理するに当たっての作業の管理体制及び実施体制や個人情報の管理状況について、安全確保の措置の実施状況を確認するため、年1回以上、実地(同一内容の委託事務において委託先や委託先が個人情報を取り扱う場所が複数ある場合は、そのうちの一か所以上)に検査するものとする。ただし、以下のいずれかに該当する場合は、賃借人からの書面の提出をもって替えることができる。

- (1) 書面による確認で足りる場合
- (2) 委託先又は委託先が個人情報を取り扱う場所が遠方である場合
- (3) その他実地検査ができないことについてやむを得ない理由があるとき

2 賃借人は、賃貸人から前項の求めがあったときは、速やかにこれに従わなければならない。
(資料等の提出)

第15 賃貸人は、市の保有個人情報と認められる情報が記載されている資料等について、必要に応じて提出を求めることができるものとする。

2 賃借人は、賃貸人から前項の求めがあったときは、速やかにこれに従わなければならない。
(契約の解除及び損害賠償)

第16 賃貸人は、次のいずれかに該当するときには、契約の解除及び損害賠償の請求をすることができるものとする。

- (1) この契約による事務を処理するために賃借人が取り扱う個人情報について、賃借人又は再委託先の責めに帰すべき事由により賃貸人又は第三者に損害を与えたとき。
- (2) 前号に掲げる場合のほか、賃借人がこの個人情報取扱特記事項に違反していると認めたとき。

(補則)

第17 この個人情報取扱特記事項に規定する各種書類の提出期限は、賃貸人が別に指定する。

<法における罰則関係規定の抜粋>

第176条 行政機関等の職員若しくは職員であった者、第66条第2項各号に定める業務若しくは第73条第5項若しくは第121条第3項の委託を受けた業務に従事している者若しくは従事していた者又は行政機関等において個人情報、仮名加工情報若しくは匿名加工情報の取扱いに従事している派遣労働者若しくは従事していた派遣労働者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された第60条第2項第1号に係る個人情報ファイル(その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。)を提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

第178条 第148条第2項又は第3項の規定による命令に違反した場合には、当該違反行為をした者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

第179条 個人情報取扱事業者(その者が法人(法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。第184条第1項において同じ。)である場合にあっては、その役員、代表者又は管理人)若しくはその従業者又はこれらであった者が、その業務に関して取り扱った個人情報データベース等(その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。)を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第180条 第176条に規定する者が、その業務に関して知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第182条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、50万円以下の

(案)

罰金に処する。

- (1) 第146条第1項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告をし、若しくは虚偽の資料を提出し、又は当該職員の質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

- (2) 略

第183条 第176条、第177条及び第179条から第181条までの規定は、日本国外においてこれらの条の罪を犯した者にも適用する。

第184条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、次の各号に掲げる違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。

- (1) 第178条及び第179条 1億円以下の罰金刑

- (2) 第182条 同条の罰金刑

2 法人でない団体について前項の規定の適用がある場合には、その代表者又は管理人が、その訴訟行為につき法人でない団体を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

第185条 次の各号のいずれかに該当する者は、10万円以下の過料に処する。

- (1) 第30条第2項（第31条第3項において準用する場合を含む。）又は第56条の規定に違反した者
- (2) 第51条第1項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- (3) 偽りその他不正の手段により、第85条第3項に規定する開示決定に基づく保有個人情報の開示を受けた者

暴力団等排除に係る契約解除と損害賠償に関する特約

(総則)

第1条 この特約は、この特約が添付される契約（以下「契約」という。）と一体をなす。

(表明確約)

第2条 契約の相手方（以下「賃借人」という。）は、次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約する。

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。以下同じ。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合はその代表者、非常勤を含む役員、その支店若しくは営業所を代表する者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である。
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者に不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている。
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている。
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している。

2 賃借人は、前項各号のいずれかに該当する者を下請負人等（下請負人（下請が数次にわたるときは、すべての下請負人を含む。）、受任者（再委任以降のすべての受任者を含む。）及び下請負人若しくは受任者が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。）としないことを確約する。

(暴力団等排除に係る解除)

第3条 千葉市（以下「賃貸人」という。）は、賃借人が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) 賃借人が前条第1項各号に該当するとき。
- (2) 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が前条第1項各号のいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
- (3) 賃借人が、前条第1項各号のいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合に、賃貸人が賃借人に対して当該契約の解除を求め、賃借人がこれに従わなかったとき。

2 賃借人が協同組合及び共同企業体である場合における

前項の規定については、その代表者又は構成員が同項各号のいずれかに該当した場合に適用する。

- 3 賃借人は、前2項の規定により契約が解除された場合は、違約金として、契約金額の10分の1に相当する額を賃貸人が指定する期限までに支払わなければならない。
- 4 契約を解除した場合において、契約保証金が納付されているときは、賃貸人は、当該契約保証金を違約金に充当することができる。
- 5 賃貸人は、本条第1項及び第2項の規定により契約を解除した場合は、これにより賃借人に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。
- 6 本条第1項及び第2項の規定により契約が解除された場合に伴う措置については、契約の定めるところによる。

(不当介入の排除)

第4条 賃借人は、契約の履行に当たり、以下の事項を遵守しなければならない。

- (1) 暴力団又は暴力団員から不当又は違法な要求並びに適正な履行を妨げる行為（以下「不当介入」という。）を受けたときは、毅然として拒否し、その旨を速やかに賃貸人に報告するとともに、所轄の警察署に届け出ること。
- (2) 賃借人の下請業者が、暴力団又は暴力団員から不当介入を受けたときは、毅然として拒否し、賃借人に速やかに報告するよう当該下請業者を指導すること。また、下請業者から報告を受けた際は、速やかに賃貸人に報告するとともに、所轄の警察署に届け出ること。

(不当介入排除の遵守義務違反)

第5条 賃貸人は、賃借人が前条に違反した場合は、千葉市物品等入札参加資格者指名停止措置要領の定めるところにより、指名停止の措置を行う。賃借人の下請業者が報告を怠った場合も同様とする。